

事業名	コード	名称	区分	コード	名称
252		重度障がい者(児)福祉手当支給経費	会計	01	一般会計
			款	03	民生費
			項	01	社会福祉費
基本 施策	05	障がいのある人の自立した生活を支える	目	01	社会福祉総務費
			細目	188	手当支給経費
行革大綱の重点事項番号			細々目	52	高齢者及び重度身体障害者(児)福祉手当支給経費
担当部課名		コード	130200		担当者氏名
		名称	健康福祉部障がい福祉課		連絡先
					22 - 9657 (内線) 26213

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	在宅の重度の障がいのある人(子ども)及び介護者	※対象件数	287
成果(どうする)	介護者の経済的負担の軽減が図られる。		
根拠法令・要綱等	伊賀市重度障害者、重度障害児福祉手当支給条例、規則		
開始年度	平成 16 年度	関連事業	特別障害者手当支給経費
終了年度	平成 年度		
H23 事業 内容	手当の支給 【対象者】次に上げる障がい者手帳を所持し、常時介護を要する在宅の障がい者(児) 身体障害者手帳1～3級 療育手帳A、B1 精神障害者保健福祉手帳1級 【支給額】障がい者月額3,000円、障がい児月額5,000円		
社会情勢の 変化等	受給者が増加している。		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1	建設用地	
2	建設面積 (延床面積)	
3	規模・構造	
4	総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1	運営主体 (委託先)	[]
2	配置人員	人
3	年間運営費	千円
4	市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
	重度障害者福祉手当受給者数	実人員	目標	180	目標	200
			実績	202	実績	205
	重度障害児福祉手当	実人員	目標	90	目標	90
			実績	90	実績	95

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
	受給者増加率	前年度からの受給者の増加率	%	目標	10	目標	10
				実績	6	実績	9
				目標		目標	
				実績		実績	

投入 コスト	直接事業費計(A)	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	12,666	12,538	12,693	12,693
	事業投入人件費(B)	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440
	フルコスト(A)+(B)	14,106	13,978	14,133	14,133

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	手当の支給が社会生活を営むうえで必要な生活水準を確保するために必要である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	事業を継続することにより、社会生活を営むうえで必要な生活水準が確保される。
達成度	【達1】当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	障害者福祉ガイドブックや市HP等で制度の周知を図る。
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	今年度中に受付の際の聞き取りについてのマニュアルを作成する。
昨年度の 取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】 窓口担当者間や本庁と支所間で受け付ける内容に差が出ないよう支所会議等で調整を行ったが、マニュアルの作成までにはいたらなかった。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 重度障がい者(児)に対する手当については、国の制度である特別障害者手当や障害児福祉手当があるが両制度とも本人、扶養義務者に対しての所得制限がある。しかしながら、国の所得制限以上の世帯であっても重度障がい者(児)の在宅介護については経済的な負担が大きいため、在宅の重度障がい者(児)が社会生活を営むうえで必要な生活水準を確保するためには本事業の継続が必要である。
現時点における 課題、その他	常時介護が必要である在宅の障がい者(児)であるか、受付の際に十分聞き取りが必要である。
課題、その他に 対する改善策 (いつまでに、 何を、どうする)	今年度中に受付の際の聞き取りについてのマニュアルを作成する。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	284 障がい者相談員設置事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	193	障害福祉一般事業
		細々目	04	障がい者相談員設置事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	困りごとを持つ障がいのある人、その家族及び支援者		※対象件数
成果(どうする)	障がいのある当事者やその家族の相談を受けることにより、相談者の自立した生活を送ることを支援ができる。		
根拠法令・要綱等	障害者相談員設置要綱		
開始年度	平成 19 年度	関連事業	
終了年度	平成 年度		
H23 事業 内容	障がいのある人などからの相談に応じ、地域生活の支援、地域活動の推進などに対し、必要な助言・指導を行う相談員を設置する。 身体障害者相談員 5名 知的障害者相談員 3名 精神障害者相談員 1名		
社会情勢の 変化等	平成19年度から市事業として実施している。		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
相談員数	人	目標	13	9	10	10
		実績	12	9		
		目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
相談件数	件		目標	100	100	100	100
			実績	100	113		
			目標				
			実績				

投入コスト	Aの財源内訳	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求	
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	直接事業費計 (A)	316	239	279	279	
	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	316	239	279	279	
事業投入人件費 (B)	0.2人	1,440	0.2人	1,440	0.2人	1,440
フルコスト (A)+(B)		1,756	1,679	1,719	1,719	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを担いきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	障がいのある当事者やその家族の相談を受けることにより、相談者の自立した生活を送ることに支援ができる。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	相談員の対応能力向上と情報交換のため、各種研修会への参加を促し、相談員のスキルアップを図る。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 年4回の相談員連絡会の開催、三重県身体・知的障害者相談員研修会への参加を通じて相談対応能力の向上と相談員間の連携を図った

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 障がいのある当事者やその家族が相談員となって、当事者の立場から適切なアドバイスを行い、市役所や相談者支援センターにつないでいくことで、障がいのある人がスムーズに福祉サービスの受給に移行できる。
現時点における課題、その他	研修会等により相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る必要がある。また、障がいのある方に地域の障がい者相談員にも相談できることを周知していく必要がある。 また、現在、視覚障がい担当の相談員がいないため、視覚障がいに係る相談員の確保が必要である。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	相談員の対応能力向上と情報交換のため、各種研修会への参加を促し、相談員のスキルアップを図る。 また、24年度中に視覚障害相談員を確保する。

事業名	コード	名称	区分	コード	名称
285	285	重度障害者タクシー料金等助成事業	会計	01	一般会計
			款	03	民生費
			項	01	社会福祉費
基本 施策	05	障がいのある人の自立した生活を支える	目	04	障害福祉費
			細目	193	障害者福祉一般事業
			細々目	51	重度障害者タクシー料金等助成事業
行革大綱の重点事項番号					
担当部課名	コード	130200	担当者氏名	中出 光美	連絡先
	名称	健康福祉部障がい福祉課			22 - 2657 (内線) 2621

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	重度の障がいのある人	※対象件数	2,323
成果(どうする)	タクシー料金または自動車燃料費(ガソリン)の助成をすることにより、社会参加の促進が図られる。		
根拠法令・要綱等	伊賀市重度身体障害(児)者タクシー料金助成事業実施要綱		
開始年度	平成 16 年度	関連事業	
終了年度	平成 年度		
H23 事業 内容	対象者: 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持の方 支給額: 年額7,200円(タクシー券300円×24枚か燃料券600円×12枚を本人が選択) ただし、原動機付自転車燃料券は年額3,600円(300円×12枚) 平成23年度支給人員 自動車燃料券 885人、原動機付自動車燃料券 3人、タクシー券 283人 計1,171人		
社会情勢の 変化等	平成19年度からタクシー料金の助成を福祉有償運送業者まで適用を拡大した。		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
利用者数	利用者数	人	目標	1,140	目標	1,140
			実績	1,166	実績	1,171
			目標		目標	
			実績		実績	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
利用割合	利用割合	利用者数/対象者数	%	目標	50.0	目標	50.0
				実績	50.3	実績	50.4
				目標		目標	
				実績		実績	

投入コスト	直接事業費計 (A)	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	6,935	7,082	6,882	6,882
	事業投入人件費 (B)	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440
	フルコスト (A)+(B)	8,375	8,522	8,322	8,322

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		伊賀市内は公共交通機関のアクセスが不便であるため、障がいのある人が通院や生涯学習事業等に参加する際は、自家用車かタクシーを利用するしかなく、障がい者の社会参加促進を図るためにも本事業は必要である。
【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○	
【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業		
【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。		事業を継続することにより、障がいのある人の社会参加促進が図られる。
【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○	
【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。		
【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】		
【達2】予算の繰越の有無 無		
【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。【事業名】		
【効3】受益者負担を求めることができる事業である。		
【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。		
【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	今年度中に通院の負担が増加した人への対応を検討する。
昨年度 の取組 状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】 平成23年度12月議会で「移送サービス事業の早急な改善を求めることについて」の請願が採択され、移送サービス事業の料金改定により経済的な負担が増額した透析患者等に対し、移送サービス事業の利用実績等を分析しながら福祉有償運送事業利用料の減免やタクシー料金・自動車燃料費の助成制度の改正も含め関係機関と協議を進め今後の支援策を検討することとなったが、いまだ検討中である。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 手法改善 【理由】 1級の身体・知的障がい者は、手帳を提示することによりJRや三重交通バスの乗車料金の割引を受けることができるが、重度の障害者は公共交通機関を利用することが難しい場合が多いため、タクシー(福祉有償運送を含む)や家族が運転する自家用車を利用する機会が多い。また、1級の精神障がい者にはJRの割引はないため、そのような方々の社会参加促進を図るためにも今後も本事業は必要である。
現時点における課題、その他	23年4月より市の移送サービス事業の料金が改訂になったため、病院までの距離が遠い人や週に3回以上通院が必要な透析患者の負担が増加した。また、助成対象等級の拡大の要望もあり、助成制度の改正等何らかの対応が必要である。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	今年度中に助成制度の内容を精査し、他市の状況も参考にしながら制度の改正について検討を行う。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	286 障害者福祉団体活動支援事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	193	障害者福祉一般事業
		細々目	52	障害者福祉団体活動支援事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		中出 光美	連絡先	22 - 9657 (内線) 2621

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	障がいのある人		※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人が活発に自立して活動ができ、スポーツ大会、福祉大会など社会参加することにより交流を図り、住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れる。		
根拠法令・要綱等	健康福祉部関係補助金等交付要綱		
開始年度	平成 16 年度	関連事業	
終了年度	平成 年度		
H23 事業 内容	伊賀市障害者福祉連盟への事業委託及び運営補助 障害者社会参加促進事業委託(7支部延 211名参加) 団体活動経費補助(7支部 会員数 1,078名)		
社会情勢の 変化等	平成25年度から支部が1支部増えるため、社会参加促進事業分の経費を増額する必要がある。		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
連盟の各種活動大会・研修会数	回	目標	20	20	35	35
		実績	15	35		
		目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
大会・研修会参加者数	参加者の増加を指標とする。	延人数	目標	700	700	1,200	1,200
			実績	873	1,276		
			目標				
			実績				

投入コスト	直接事業費計 (A)	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				270
	地方債				
	その他				
	一般財源	3,583	3,883	3,583	3,358
事業投入人件費 (B)		0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720
フルコスト (A)+(B)		4,303	4,603	4,303	4,348

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	障がいのある人の社会参加などを促進する上で連盟が行う事業は必要である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	事業を継続することにより、障がいのある人の社会参加などが促進される。
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【達3】【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	本補助事業については合併以来大幅な削減を行っており、これ以上の削減は見込めない。

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	今年度は若い世代の人にも連盟の事業に参加してもらうよう、社協の広報誌等を通じて周知を図るよう連盟に指導を行なう。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】 障害者週間で啓発物品を配布する際や障害者手帳等の交付の際に連盟事業への参加啓発チラシの配布を行ったが、大幅な新規会員の増加にはいたらなかった。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 事業を継続することにより、障がいのある人の社会参加などが促進される。また、会員同士が交流することで情報交換やお互いの経験を話し合うことにより、障がい者福祉の向上を図れる。
現時点における課題、その他	会員の高齢化が進んでおり、連盟内の世代交代が必要である。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	今年度は若い世代の人にも連盟の事業に参加してもらうよう、社協の広報誌等を通じて周知を図るよう連盟に指導を行なう。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	287 障害児(者)訓練施設等通所費助成事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	193	障害者福祉一般事業
		細々目	54	障害者施設通所費助成事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	訓練等のため施設へ通所する障がい児(者)又は保護者	※対象件数
成果(どうする)	通所費用を助成することにより、施設への通所が容易になる。	
根拠法令・要綱等	伊賀市障害児(者)訓練施設等通所費助成事業実施要綱	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	訓練のため週2回以上施設に通所している障がい児(者)又は保護者に対し、通園費用の一部を助成する。 助成額: (1)公共交通機関を使用する場合=通所に係る交通費の1/2 (2)自動車を利用する場合=距離数により日額100円~500円 (3)いずれも1ヵ月の上限は10,000円とする。 平成23年度助成者数72人	
社会情勢の 変化等	障害者自立支援法の施行により、対象施設の見直しを行った。 申請は、対象施設を通じて勧奨し、制度の周知啓発を行っている。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
助成者数	人	目標	75	75	75	75
		実績	73	72		
		目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
助成者率	%		目標	100.0	100.0	100.0	100.0
			実績	100.0	100.0		
			目標				
			実績				

投入コスト	直接事業費計 (A)	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	2,726	2,436	2,268	2,268
事業投入人件費 (B)		0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720
フルコスト (A)+(B)		3,446	3,156	2,988	2,988

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	施設の送迎サービス利用者は介護・訓練給付費で送迎加算が算定されるので、本人負担がない。施設への通所にあたっては、事業所が全ての範囲をカバーすることは困難なため、公共交通機関や自家用車による通所はやむを得ない状況であることから、送迎サービス利用者との公平性を考慮して、通所費の助成は必要である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	事業を継続することにより、障がいのある人の施設通所が促進される。
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	今年度中に「285-02通所サービス利用促進事業」とあわせて助成額の見直しを行なう。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 通所サービス利用促進事業については、平成24年度から介護・訓練等給付費の送迎加算として支給されることとなったため、市単独事業としては行わないこととした。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 施設の送迎サービス利用者は介護・訓練給付費で送迎加算が算定されるので、本人負担がない。施設への通所にあたっては、事業所が全ての範囲をカバーすることは困難なため、公共交通機関や自家用車による通所はやむを得ない状況であることから、送迎サービス利用者との公平性を考慮して、通所費の助成は今後も必要である。
現時点における課題、その他	今後も事業所の送迎サービス利用者との公平性を考慮していく必要がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	事業所を通じて制度の周知に努める。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	288 障がい者福祉施設整備事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	193	障害者福祉一般事業
		細々目	56	障害福祉施設整備事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2620	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	社会福祉法人	※対象件数
成果(どうする)	施設整備に伴う借入金等の償還助成を行うことにより、施設の健全な管理運営が図られる。	
根拠法令・要綱等	健康福祉部関係補助金等交付要綱	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	障がい者福祉施設整備に伴う借入金等の償還金に対する助成を行った。 維雅幸育会:ひまわり作業所緑ヶ丘分場元金及び利子助成(平成34年度まで) 名張育成会:ひびき・レインボー元金及び利子助成(平成26年度まで) 維雅幸育会:ココット元金及び利子助成(平成36年度まで) 名張育成会:児童寮元金及び利子助成(平成42年度まで) 伊賀昇会:ケアホームたいよう元金及び利子助成(平成37年度まで)	
社会情勢の 変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値		
			H22	H23	H24	H25	
償還助成施設	か所	目標	6	5	5	5	
			実績	5			5
			目標				
			実績				

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値		
				H22	H23	H24	H25	
償還助成施設	か所		目標	6	5	5	5	
				実績	5			5
				目標				
				実績				

投入 コスト	直接事業費計 (A)	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		22,330	17,598	18,651	14,105
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	22,330	17,598	18,651	14,105
	事業投入人件費 (B)	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720
	フルコスト (A)+(B)	23,050	18,318	19,371	14,825

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	民間法人だけでは全てを負担しきれないため、市が補完する必要がある。 施設整備については総合計画に位置付けている。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	今年度も各社会福祉法人に本制度の周知を図り、施設整備の促進を図る。
昨年度の 取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 制度の周知を行った。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 「障がい者福祉計画」に基づき障がい福祉サービスの充実を図るためには、社会福祉法人等の福祉サービス事業者と連携し社会資源の増加を推進する必要がある。しかしながら、社会福祉法人等が施設整備を行う場合、施設整備の借入金が整備後の施設を運営するうえで大きな負担となるため、借入金等の償還助成を行うことにより、施設の健全な施設運営と、社会資源の増加が図られる。
現時点における 課題、その他	障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくための拠点としてのグループホームやケアホームなどの施設が不足している。現時点では新たな協議はないが、今後施設整備を検討している社会福祉法人等より補助金の要望が出される可能性がある。
課題、その他に 対する改善策 (いつまでに、 何を、どうする)	今年度も各社会福祉法人に本制度の周知を図り、施設整備の促進を図る。

Table with columns: 事業名, コード, 名称, 区分, コード, 名称. Includes details for '障害者福祉啓発推進事業' and '障がいのある人の自立した生活を支える'.

事務事業の概要(Plan)

Summary table for the project including: 対象(誰を、何を), 成果(どうする), 根拠法令・要綱等, 開始年度, 終了年度, H23 事業内容, 社会情勢の変化等.

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

Table for '整備内容' with columns: 1 建設用地, 2 建設面積(延床面積), 3 規模・構造, 4 総事業費.

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

Table for '運営体制' with columns: 1 運営主体(委託先), 2 配置人員, 3 年間運営費, 4 市内の類似施設.

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

Table for '活動指標' showing performance metrics for '啓発事業開催数' and '市広報・ケーブルテレビでの啓発回数'.

Table for '成果指標' showing '啓発事業への参加人数' with target and actual values.

Table for '投入コスト' showing budget details for '直接事業費計(A)', '事業投入人件費(B)', and 'フルコスト(A)+(B)'.

事務事業の評価(Check)

Main evaluation table with columns: 判断の基準(該当項目に○をつけてください), 備考欄(特記事項). Includes criteria like '法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業' and '市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要...'.

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

Table for '改善策' and '昨年度の取組状況' detailing actions taken based on last year's evaluation results.

今後の方向性(Action)

Table for '今後の方向性' including '担当課長氏名', '事業の方向性', '現時点における課題、その他', and '課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)'.

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	290 障害者職場実習事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	193	障害者福祉一般事業
		細々目	58	障害者職場実習モデル事業
行革大綱の重点事項番号		7		
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	一般就労を目指す身体・知的・精神に障がいのある人	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人の一般就労への支援が図られる。 企業に対する啓発が図られる。 市役所職員の意識の向上が図られる。	
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法	
開始年度	平成 19 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	一般就労を目指す身体・知的・精神に障がいのある人を実習生として市役所内で受け入れる。 【受入条件】 就労支援を行っている事業所に通所している者 当初、事業所の支援員等の付き添い支援が可能な者 平成23年度実習受入者 7~10月 1名:身体障がい者 市のHPに事業成果を掲載し、企業に対して障がい者雇用の啓発を行なった。	
社会情勢の 変化等		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

運営主体	
1 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
受入実習生数	人	目標	2	2	2	2
		実績	1	1		
		目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
受入実習生数	人		目標	2	2	2	2
			実績	1	1		
			目標				
			実績				

投入コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計 (A)	301	254	541	541				
A の 財 源 内 訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源	301	254	541	541				
事業投入人件費 (B)	0.4人	2,880	0.4人	2,880	0.4人	2,880	0.4人	
フルコスト (A)+(B)	3,181	3,134	3,421	3,421				

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを担いきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	障がいのある人の就労を促進するため、また、市職員の障がい者に対する理解を深めるため本事業が必要である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	実習生を受け入れることにより、当事者の一般就労の促進が図られるとともに、市職員の意識向上が図られる。
達成度	【達1】当初設定した計画を 80%以上100%未満 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 自立支援協議会就労部会を通じて、市内の障がい福祉サービス事業所に事業の周知を行い実習生の推薦をしてもらう。若者サポートステーション利用者も対象にする。 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	平成23年度中に「障がい者職場実習事業」とし、複数の障がい者で庁内の軽作業を請負うような形態をとることができないか等の今後の事業形態についての検討を行う。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】 伊賀市障がい者地域自立支援協議会就労部会において課題として検討している。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 手法改善 【理由】 障がいのある人の就労を促進するため、また、市職員の障がい者に対する理解を深めるため本事業の継続が必要である。
現時点における課題、その他	モデル事業としては一定の成果が得られたので、今後は新たな事業の展開を検討する必要がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	平成24年度中に「障がい者職場実習事業」とし、複数の障がい者で庁内の軽作業を請負うような形態をとることができないか等の今後の事業形態についての検討を行う。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	291 介護用品給付事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	193	障害福祉一般事業
		細々目	61	介護用品給付事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	介護用品(紙おむつ等)が必要な障がいのある人	※対象件数
成果(どうする)	障がい者やその家族の経済的な負担が軽減される。	
根拠法令・要綱等	伊賀市介護用品給付事業実施要綱	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	介護用品購入費に対し助成を行う。 申請に基づき月額4,000円(上限)の9割の金額を助成する。 (対象者) 常時介護用品の使用が必要な方 身体障害者手帳1、2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	
社会情勢の 変化等	平成18年度から、要介護3以上とした。平成20年度から、給付月額を減額。 平成21年度から、現物給付を廃止。使用する製品の選択が可能となった。基準額の1割を利用者負担とした。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H22	H23	H24	H25
助成者数	人	目標	45	45	50	50
		実績	46	49		
		目標				
		実績				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H22	H23	H24	H25
助成率	助成者数/申請者	%	目標	100.0	100.0	100.0	100.0
			実績	100.0	100.0		
			目標				
			実績				

投入コスト	直接事業費計(A)	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	2,301	2,311	2,333	2,333
事業投入人件費(B)		0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440	0.2人 1,440
フルコスト(A)+(B)		3,741	3,751	3,773	3,773

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】 介護用品にかかる経済的負担や家族介護の負担を軽減するためには必要不可欠な事業である。	介護用品にかかる経済的負担や家族介護の負担を軽減するためには必要不可欠な事業である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【達2】【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	平成21年度から基準額の1割を利用者負担とし

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	今年度中に支払業務の簡素化を検討する。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 申請書への添付資料の見直しを行い、事務の簡素化を図った。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 介護用品にかかる経済的負担や家族介護の負担を軽減するためには必要不可欠な事業であるので、現状のまま事業の継続を行いたい。
現時点における課題、その他	制度内容について利用者に周知を行う必要がある。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	今年度中に制度についての周知を行う。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	障がい者福祉計画策定事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本施策	障がいのある人の自立した生活を支える	目	04	障害福祉費
		細目	193	障害者福祉一般事業
行革大綱の重点事項番号		細々目	62	障がい者福祉計画策定事業
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	障がいのある人や子ども、家族、支援者等	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人や子どもが、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせることができる。	
根拠法令・要綱等	障害者基本法、障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者保健福祉法	
開始年度	平成 25 年度	関連事業
終了年度	平成 26 年度	
事業概要	平成23年度に策定した「第2次伊賀市障がい者福祉計画」が平成26年度に終了するため、平成27年度からの「第3次伊賀市障がい者福祉計画」の策定を行う。あわせて、「第3期伊賀市障がい福祉計画」も平成26年度で終了するため、平成27年度からの「第4期伊賀市障がい福祉計画」の策定も行う。策定方法としては、当事者やその家族に対するアンケート調査を行い障害福祉サービス等のニーズ調査等を行うとともに、市民や関係者等による議論を反映させるために「障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、計画についての協議を行う。また、委員会内に「ワーキンググループ」を設け、各専門分野についての課題や施策等の検討を行う。さらに、一般市民に対して障がいに関する意識調査を行う。専門のコンサルタントに計画作成の支援業務について委託を行う。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積(延床面積)		2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H23	H24	H25	H26
策定委員会の開催	策定委員会の開催	回			1	4
	ワーキング部会の開催	回			3	6

【成果指標】

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値			
				H23	H24	H25	H26
当事者アンケートの回収率	当事者アンケートの回収率	回答数/発送数	%			60.0	
	市民アンケートの回収率	回答数/発送数	%			50.0	

【投入コスト】

投入コスト	H24 所要額		H25 所要額		H26 所要額		H27 所要額	
	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(人)
直接事業費計(A)	0		2,590		2,171		0	
Aの財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源	0		2,590		2,171		0
事業投入人件費(B)	0.0	人	0.2	人	14,400	2.0	人	14,400
フルコスト(A)+(B)	0		16,990		16,571		0	

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？
 平成23年度に策定した「第2次伊賀市障がい者福祉計画」が平成26年度に終了するため、平成27年度からの「第3次伊賀市障がい者福祉計画」の策定を行う。あわせて、「第3期伊賀市障がい福祉計画」も平成26年度で終了するため、平成27年度からの「第4期伊賀市障がい福祉計画」の策定も行う。
 この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)
 「伊賀市障がい者福祉計画」は、障害者基本法(11条)に基づく本市の市町村障害者福祉計画であり、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画である。また、この計画は「伊賀市総合計画」や「伊賀市地域福祉計画」の分野別計画でもあるため、これらの計画と整合性を図り、関連付けながら策定する必要がある。
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
 平成25年度に現在の障害者自立支援法に変わる新しい法律が制定されるため、その法律を反映したものを反映する必要がある。また、当事者や保護者だけでなく、広く市民に対し障がいに対する意識調査を行い、計画に反映するようにとの意見もある。
 本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？
 「第3次伊賀市障がい者福祉計画」は、平成27年度より始めなければならないので、平成26年度中に策定する。

【事前評価】

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	[必1] 法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 [必2] 個人のみだけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 [必3] 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益がおよぶ事業 [必4] 市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 [必5] 市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 [必6] 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業 [必7] 民間のサービスだけでは地域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 [必8] 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 [必9] 受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 [必10] 国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	障がいのある人が市民の一員として、住み慣れたまちで、いつまでも安心して、ともに助け合って暮らせるよう、一人ひとりのニーズと思いに沿った支援をする取組みを進めていくための基本方針として、本計画の策定が必要である。
有効性	[有1] 事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。 [有2] 基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 [有3] 社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。 [有4] 事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	【根拠】 【根拠】 基本施策の目的を実現するためには、地域の状況に応じた障がい者福祉サービス等の提供や施策が求められているため、本計画の策定が必要である。 【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】 【根拠】
効率性	[効1] 事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。 [効2] 受益と負担の公平性が考慮されている。 [効3] 本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。 [効4] 本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。 [効5] 本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。 [効6] コストに見合った効果が見込める。 [効7] 将来的に民間等への移管が可能である。	【具体的内容】 【根拠】 【事業名称及び今後どのように連携して成果向上を図るか】 「障がい者福祉計画推進事業」現在の計画を推進するための事業であり、次計画への課題や新たな施策についての検討を行うワーキング部会は、現在の自立支援協議会専門部会をベースにする。 【比較検討結果】 【事業名及び削減される一般財源額】 【根拠】 【いづろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
中林 千春	「第3次伊賀市障がい者福祉計画」及び「第4期伊賀市障がい福祉計画」を策定するためには、現在の自立支援協議会とは別に策定委員会を立ち上げ計画の策定を行う必要がある。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	293 難病者等居宅生活支援事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	195	障害者在宅支援事業
		細々目	52	難病者等居宅生活支援事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200	担当者氏名	中出 光美
	名称	健康福祉部障がい福祉課		連絡先

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	在宅の難病患者で他の施策によるサービスを受けられない者	※対象件数
成果(どうする)	ホームヘルパーの派遣及び日常生活用具の給付を行うことにより、在宅で安心した生活を送ることが可能となるとともに、家族の身体的・経済的負担を少なくすることができる。	
根拠法令・要綱等	伊賀市難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要綱、伊賀市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	難病患者等ホームヘルプサービス事業委託 本市に住所を有する難病患者のいる家庭であり、当該対象者又は家族が対象者の介護、家事等のサービスを必要とする者にヘルパーを派遣する。 難病患者等日常生活用具給付事業 本市に居住する18歳以上の難病患者等で、難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱に規定する者に日常生活用具を給付する。 平成22年度は申請なし	
社会情勢の 変化等	従前より制度を設けているが、実施対象者はいない。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

運営主体	
1 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値		
			H22	H23	H24	H25	
利用率	%	目標	100.0	目標	100.0	100.0	100.0
		実績	0.0	実績	0.0		
		目標		目標			
		実績		実績			

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値		
				H22	H23	H24	H25	
利用率	%	利用者/必要者	目標	100.0	目標	100.0	100.0	100.0
			実績	0.0	実績	0.0		
			目標		目標			
			実績		実績			

投入コスト	H22 決算		H23 決算		H24 当初予算		H25 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
直接事業費計 (A)	0	0	0	200	200	200	200	200
A の 財 源 内 訳	国庫支出金							
	県支出金				150		150	
	地方債							
	その他							
一般財源	0	0	0	50	50	50	50	
事業投入人件費 (B)	0.0人	0.0人	0.0人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
フルコスト (A)+(B)	0	0	0	920	920	920	920	

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必13】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	在宅の難病患者が安心した生活を送ることが可能となるとともに、家族の身体的・経済的負担を少なくするためにも本事業は必要である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 60%未満 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 制度の普及啓発に努める。 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	今年度も本事業の利用についての啓発を行なうとともに、市内の居宅介護サービス事業所に難病患者の対応を行えるヘルパーの養成を依頼する。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいない 【詳細】 いが市広報へ掲載するなど制度の普及啓発に努めた。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 在宅の難病患者が安心した生活を送ることが可能となるとともに、家族の身体的・経済的負担を少なくするためにも本事業は必要である。
現時点における課題、その他	難病患者に対応する居宅介護サービス事業所が少ないため、本事業の利用ができないケースもあると思われる。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	今年度も本事業の利用についての啓発を行なうとともに、市内の居宅介護サービス事業所に難病患者の対応を行えるヘルパーの養成を依頼する。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	301 きらめき工房管理運営経費	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本 施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	細目	200	障害福祉施設管理運営経費
		細々目	54	きらめき工房管理運営経費
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	一般就労が困難な在宅の知的障がい者	※対象件数
成果(どうする)	知的に障がいのある人の社会参加と自立生活の助長が図られる。	
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法、知的障害者福祉法、伊賀市障がい者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例	
開始年度	平成 16 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H23 事業 内容	施設の運営及び管理を指定管理者の社会福祉法人洗心福祉会に委託(指定管理料72,850千円) 平成23年度施設利用者 きらめき工房いが:延5,085人 きらめき工房あおやま:延3,338人	
社会情勢の 変化等	平成24年度より新体系(生活介護・就労継続支援B型)に移行したため、施設の職員体制を変更した。(サービス管理責任者及び看護師の配置)	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体 (委託先)	[]
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値		
			H22	H23	H24	H25	
延利用者数(いが)	人	目標	4,800	目標	4,800	5,600	5,600
		実績	4,910	実績	5,085		
延利用者数(あおやま)	人	目標	3,600	目標	3,600	4,300	4,300
		実績	3,285	実績	3,338		

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値		
				H22	H23	H24	H25	
利用率(いが)	%	延利用者数/延定員数	目標	100.0	目標	100.0	100.0	100.0
			実績	102.3	実績	104.2		
利用率(あおやま)	%	延利用者数/延定員数	目標	100.0	目標	100.0	100.0	100.0
			実績	91.3	実績	91.2		

投入コスト	直接事業費計(A)	H22 決算	H23 決算	H24 当初予算	H25 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
A の 財 源 内 訳	国庫支出金	74,597	77,927	84,106	84,846
	県支出金	53,909			
	地方債				
	その他	1,614	67,708	74,035	84,040
	一般財源	19,074	10,219	10,071	806
事業投入人件費(B)		0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720	0.1人 720
フルコスト(A)+(B)		75,317	78,647	84,826	85,566

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業 【必7】民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必9】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必10】事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業 【必11】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業 【必12】事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業 【必12】【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】 ※ 財政状況を考慮し、事業を休廃止した場合、市民生活への影響が大きい事業 【必13】【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	きらめき工房は、障がいを持つ人が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう、必要な支援を行うことを目的として設置した施設であり、今後も継続が必要である。
有効性	【有1】事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。 【有2】基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】サービス水準や対象を見直す余地がある。	
達成度	【達1】当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】 【達2】予算の繰越の有無 無 【予算の繰越がある場合、繰越の種別】	
効率性	【効1】他の事業主体の活用、事業移管が可能である。 【効2】基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。 【事業名】 【効3】受益者負担を求めることができる事業である。 【効4】全体コストにおける負担構成は適正である。 【効5】コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	今年度中に新体系移行に向け、設置条例の改正を行なう。 また、来年度からの人員体制の変更について、指定管理料の調整を指定管理者と今年度中に行なう。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 平成24年度からの新体系移行に向け設置条例の改正を行うとともに、職員体制の変更に伴い指定管理料の増額も行った。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	中林 千春
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 当施設は地域社会において障がい者が自立した生活を送れるよう、日常生活等における援助を行い、障がい者の地域移行を促進するための施設であり、今後も継続する必要がある。
現時点における課題、その他	平成24年度より自立支援法の新体系のサービス(生活介護・就労継続支援B型)に移行し、そのための人員体制として、従来の支援員に加えて新たにサービス管理責任者1名と看護師1名を配置したため、指定管理料の増額が必要である。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	補助金扱いであった福祉・介護職員処遇改善補助金が平成24年6月分から障害者自立支援給付費に含まれることとなったことによるため、その分の指定管理料を増額する必要がある。(年間約1,600,000円)

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	障害者就労定着支援事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
		目	04	障害福祉費
基本施策	障がいのある人の自立した生活を支える	細目	193	障害者福祉一般事業
		細々目	60	障害者就労定着支援事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要 (Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	一般就労している知的・精神に障がいのある人	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人の一般就労の定着を図られる。	
根拠法令・要綱等	障害者自立支援法、伊賀市障がい者就労定着支援事業実施要綱	
開始年度	平成 24 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
事業概要	ジョブサポーターの派遣及び養成 ジョブサポーターを派遣し、一般就労している知的・精神に障がいのある人の職場での悩み事等の相談を受け、企業との調整を図り、就労の定着を図る。また、ジョブサポーターを確保するため、その養成を行う。 (平成24年度はジョブサポーター養成事業、平成25年度からはジョブサポーター派遣事業を行う。) 実際の業務については、専門の相談員を有する社会福祉法人に委託する。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積(延床面積)		2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H23	H24	H25	H26
	ジョブサポーター数	人	2	5	5	5

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値		目標値	
				H23	H24	H25	H26
	ジョブサポーター派遣回数		回	24	60	60	60

【投入コスト】

投入コスト	H24 所要額		H25 所要額		H26 所要額		H27 所要額	
	(千円)		(千円)		(千円)		(千円)	
直接事業費計(A)	200		561		561		561	
Aの財源内訳	国庫支出金							
	県支出金							
	地方債							
	その他							
	一般財源	200		561		561		561
事業投入人件費(B)	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	720
フルコスト(A)+(B)		920		1,281		1,281		1,281

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？
 障がいのある人が一般就労しても、職場とのコミュニケーションなどがうまく取れないことなどにより退職するケースが多いため、職場定着を図るためには、本人の相談を受け、職場との調整を図る支援者が必要である。
 この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)
 今後、障がいのある人の一般就労を推進していくうえで、本人と企業の間にとって支援を行うジョブサポーターのニーズは増加する。
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
 障がいのある人を雇用する企業の担当者からはジョブサポーターの派遣の要望がある。
 本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？
 知的障がいや精神障がいがある人は他人とのコミュニケーションがとりにくいため、就労後も職場の人間関係がうまくいかず、離職してしまうケースが多いため、障がい者の一般就労の定着を図るためには、本人と職場との間に入り支援するジョブサポーター派遣が継続して必要である。

【事前評価】

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	[必1] 法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 [必2] 個人のみだけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 [必3] 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益がおよぶ事業 [必4] 市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 [必5] 市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 [必6] 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業 [必7] 民間のサービスだけでは地域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 [必8] 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 [必9] 受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 [必10] 国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	知的障がいや精神障がいがある人は他人とのコミュニケーションがとりにくいため、就労後も職場の人間関係がうまくいかず、離職してしまうケースが多いため、障がい者の一般就労の定着を図るためには、本人と職場との間に入り支援するジョブサポーター派遣が必要であるが、ジョブサポーターの数は不足しているため、ジョブサポーターの養成が必要である。
有効性	[有1] 事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。 [有2] 基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 [有3] 社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。 [有4] 事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	【根拠】 【根拠】 「第2次伊賀市障がい者福祉計画」において、ジョブサポーターの育成を施策としている。 【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】 【根拠】
効率性	[効1] 事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。 [効2] 受益と負担の公平性が考慮されている。 [効3] 本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。 [効4] 本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。 [効5] 本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。 [効6] コストに見合った効果が見込める。 [効7] 将来的に民間等への移管が可能である。	【具体的内容】 ○ 実際の業務については、専門の相談員を有する社会福祉法人に委託し経費の削減を行う。 【根拠】 【事業名称及び今後どのように連携して成果向上を図るか】 【比較検討結果】 【事業名及び削減される一般財源額】 【根拠】 【いづごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
中林 千春	障がいのある人の継続的な就労を支援するためには本業務は必要である。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	2410 障害者グループホーム等緊急整備事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本施策	05 障がいのある人の自立した生活を支える	目	04	障害者福祉費
		細目	194	障害者保護費
行革大綱の重点事項番号		細々目	57	障害者グループホーム等緊急整備事業
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2620	

事務事業の概要(Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	グループホーム等を新たに整備又は改修しようとする社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人	※対象件数
成果(どうする)	障がいのある人の地域移行が促進される。住み慣れた地域で生き生きとした生活が送れる。介護者の負担軽減が図られる。	
根拠法令・要綱等	三重県障害者グループホーム等緊急整備事業補助金交付要領	
開始年度	平成 20 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
事業概要	グループホーム等を新たに整備又は改修しようとする社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人 補助基本額 15,000千円/か所	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積(延床面積)		2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H23	H24	H25	H26
	新規整備か所数	か所	0	1	1	1

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	目標値			
				現状値 H23	H24	H25	H26
	市内設置か所数		か所	5	6	7	8
	市内施設定員数		人	42	49	54	59

【投入コスト】

投入コスト	H24 所要額		H25 所要額		H26 所要額		H27 所要額	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
直接事業費計(A)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
Aの財源内訳	国庫支出金							
	県支出金	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	地方債	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100
	その他							
	一般財源	400	400	400	400	400	400	400
事業投入人件費(B)	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	720
フルコスト(A)+(B)	15,720	15,720	15,720	15,720	15,720	15,720	15,720	15,720

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？
 障害のある人が地域で自立した生活を送るための拠点としてグループホームやケアホームの整備が必要である。
 この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)
 今後、長期の施設入所者や精神病院の入院患者の地域移行を推進して行くうえでは、地域生活の場の確保が必要である。
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
 保護者からは自分たち亡き後、地域で自立した生活を送るためのグループホームやケアホームの整備の要望が多い。
 本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？
 障がいのある人が地域で自立した生活を送るための拠点としてグループホームやケアホームが十分整備されれば完了する。

【事前評価】

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	[必1] 法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 [必2] 個人のみだけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 [必3] 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益がおよぶ事業 [必4] 市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 [必5] 市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 [必6] 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業 [必7] 民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 [必8] 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 [必9] 受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 [必10] 国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	障がいがある人の地域生活への移行を進めるためには、本事業は必要である。
有効性	[有1] 事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。 [有2] 基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 [有3] 社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。 [有4] 事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	【根拠】 【根拠】 「第3期伊賀市障がい福祉計画」において、市内のグループホームやケアホーム整備の数値目標を掲げている。 【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】 【根拠】
効率性	[効1] 事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。 [効2] 受益と負担の公平性が考慮されている。 [効3] 本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。 [効4] 本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。 [効5] 本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。 [効6] コストに見合った効果が見込める。 [効7] 将来的に民間等への移管が可能である。	【具体的内容】 ○ 本事業については、県の補助制度を活用できる。 【根拠】 【事業名称及び今後どのように連携して成果向上を図るか】 【比較検討結果】 【事業名及び削減される一般財源額】 【根拠】 【いづごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
中林 千春	障がいがある人の地域生活への移行を進めるためには、本事業は必要である。

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	福祉総合システム改修事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	01	社会福祉費
基本施策	障がいのある人の自立した生活を支える	目	01	社会福祉総務費
		細目	183	社会福祉一般事務経費
		細々目	01	社会福祉一般事務経費
行革大綱の重点事項番号				
担当部課名	コード	130200		担当者氏名
	名称	健康福祉部障がい福祉課		
		連絡先	22 - 9657 (内線) 2621	

事務事業の概要 (Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	福祉総合システム	※対象件数
成果(どうする)	平成25年度の自立支援法の改正にかかる福祉総合システムの改修を行う。	
根拠法令・要綱等		
開始年度	平成 24 年度	関連事業
終了年度	平成 25 年度	
事業概要	現在の障害者自立支援法を廃止し、平成25年4月から新たに「障害者総合支援法」が施行(1部は平成26年4月から施行)されるため、それに伴う福祉総合システム(Gプライム)の改修を行う。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積(延床面積)		2 配置(予定)人員	人
3 規模・構造		3 年間運営費(見込)	千円
4 総事業費	千円	4 年間収入(見込)	千円
		5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H23	H24	H25	H26

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値		目標値	
				H23	H24	H25	H26

【投入コスト】

投入コスト	H24 所要額		H25 所要額		H26 所要額		H27 所要額	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	6,000	6,000						
Aの財源内訳	国庫支出金							
	県支出金	1,500	1,500					
	地方債							
	その他							
一般財源	4,500	4,500	0	0				
事業投入人件費(B)	1.0人	7,200	1.0人	7,200	0.0人	0	0.0人	
フルコスト(A)+(B)	13,200	13,200			0	0		

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？
 現在の障害者自立支援法が改正され、平成25年4月から新たに障害者総合支援法が施行される。

この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)
 現在の障害者自立支援法が改正され、平成25年4月から新たに障害者総合支援法が施行される。

この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
 法改正に迅速かつ正確に対応できるシステムの改修が必要である。

本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？
 システムの改修が終了した時点で完了とする。(平成26年度)

【事前評価】

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	【必1】法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業 【必2】個人のみでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業 【必3】特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益がおよぶ事業 【必4】市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 【必5】市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 【必6】市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業 【必7】民間のサービスだけでは市場全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業 【必8】市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 【必9】受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業 【必10】国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	当初、自立支援法の改正は平成25年8月とされていたが、平成25年4月から施行の新法律案が平成24年3月13日に閣議決定された。
有効性	【有1】事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。 【有2】基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。 【有3】社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。 【有4】事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	【根拠】システム改修を行わないと、新しい制度に対応できない。 【根拠】 【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】 【根拠】
効率性	【効1】事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。 【効2】受益と負担の公平性が考慮されている。 【効3】本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。 【効4】本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。 【効5】本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。 【効6】コストに見合った効果が見込める。 【効7】将来的に民間等への移管が可能である。	【具体的内容】 ○国の補助が見込まれる。 【根拠】 【事業名称及び今後どのように連携して成果向上を図るか】 【比較検討結果】 【事業名及び削減される一般財源額】 【根拠】 【いづろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
中林 千春	新しい制度にスムーズに対応するためには、福祉総合システムの改修が必要である。ただし、現在使用している福祉総合システムは平成24年度に導入以降、不具合が多く業者の修正対応も不十分ため業務に支障をきたしているため、他社のシステムの導入も検討する必要がある。